

受水槽を清潔に管理しましょう

工場や学校など大量の水を使う施設や、病院など断水が人命に関わるような大きな影響を与える施設、高台のため水道管の水圧が低く水道の出が悪い地域など、受水槽を設置している施設や住宅等があります。

このうち、有効容量が10m³を超える受水槽を設置している施設は簡易専用水道施設として『水道法』により衛生管理が義務付けられ、10m³以下の受水槽を設置している施設や集合住宅等は小規模貯水槽水道施設として、町の条例により衛生管理の基準が次のとおり定められています。

受水槽を設置された皆さんは、いつもきれいな水道水が飲めるよう受水槽の適正な衛生管理をしましょう。

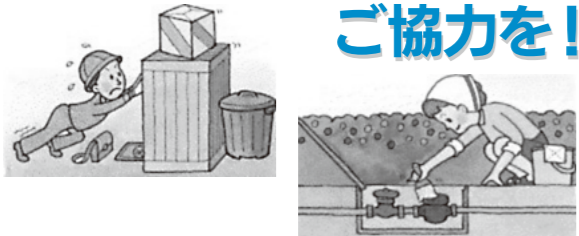
衛生管理基準

1. 受水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと
2. 受水槽の点検など、有害物・汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること
3. 給水栓の水の色、濁り、臭い、味、その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、必要なものについて検査を行うこと
4. 供給する水が人に健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつその水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること



問い合わせ／熊谷保健所 (☎523・2811)、または上下水道課 (☎581・2121内線264) へ。

水道メーターの交換にご協力を!



水道メーターは『計量法』により、製造から8年を経過する前に取り替えることになっています。次の日程で該当するご家庭等に同いメーターの交換を行いますので、皆さんのご協力をお願いします。

なお、メーターの交換作業は、町が作成した名札を着用した町指定工事店が行います。対象地域外でも、製造から8年目となるメーターは交換の対象となりますので、交換期間中に作業を行います。

交換期間／9月中旬～10月中旬

対象地域／岩崎の一部、山崎、上組の一部

費用／無料

水道メーターは町の貸与品です。作業を迅速に行うため、次のことにご協力をお願いします。

- ・メーターボックスの上に物を置かないでください。
- ・メーターボックスの中はきれいにしておいてください。
- ・メーターボックスの近くに犬をつながないでください。

問い合わせ／上下水道課 (☎581・2121内線264) へ。

公募します! 彩の国動物愛護推進員

県では『動物の愛護及び管理に関する法律第38条』の規定に基づき、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及PRにボランティアとして積極的・自主的にご協力をいただく「彩の国動物愛護推進員」を募集しています。

募集期間／12月1日(月)まで

活動内容／

- ・動物の愛護と適正な飼養・管理の重要性について、地域住民の理解を深めるためのPR活動
- ・地域住民の求めに応じた、繁殖制限措置に関する助言や譲渡仲介の支援等
- ・動物の愛護と適正飼養を推進するため県が行う施策への協力
- ・その他、動物の愛護と適正な飼養の推進のため県が必要と認めること

申し込み／県のホームページ (http://www.pref.saitama.lg.jp/site/doubutu/aigosuishininkoubo2.html) または各保健所(さいたま市・川越市を除く)や埼玉県動物指導センターの窓口を設置する募集要領をご覧ください。

問い合わせ／県保健医療部生活衛生課総務・動物指導担当 (☎048・830・3612) へ。

9月20日～26日は動物愛護週間です!

『動物の愛護及び管理に関する法律』では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、9月20日から26日までを「動物愛護週間」と定めています。

ペットを飼う前には

ペットを飼うということは「その生涯を責任持って面倒を見る」ということです。ペットは私たちの生活に癒しと安らぎをもたらしてくれませんが、一方で、お金や時間、労力や忍耐、周囲の理解などが必要になります。これらの負担を伴う覚悟を持たないままペットを飼った場合、飼い主にとってもペットにとっても、不幸な結果になってしまう場合が多く見られます。

犬を飼うときは

犬は必ず登録し、鑑札を付けましょう。毎年1回、狂犬病予防注射を受けましょう。散歩をするときは、次のルールを守りましょう。フンは必ず持ち帰ります。散歩中に愛犬がフンをしてしまったときは、きちんと家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。心ない飼い主によって繰り返されるフンの放置も、普段は持ち帰っているのに、その日だけ出来心でしてしまったフンの放置も、フンを残された側にとっては同じ行為であり、飼い主や愛犬が嫌われる原因となります。公共の場所、または他人の土地に愛

犬のフンを埋めることも、正しい処理ではありません。必ず持ち帰って処理しましょう。

電柱などにしたオシッコは水で流します

トイレは散歩前に家の中で済ませましょう。もし、電柱や他人の家の壁などにオシッコをしてしまった場合は、すぐに水で流すことが飼い主のマナーです。

犬はリードでつなぎます

県の条例で、原則として犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や、小さな犬であっても、周囲の人の急な行動や大きな音などで意外な行動を取る場合があります。また、公共の場には「犬好き」の人ばかりでなく「犬が苦手」「犬が怖い」と感じる人がいるかもしれない。さまざまな人がいることに対する気配りとして、また予測困難な事故を防ぐためにも、リードでつなぐことはもちろん、犬のとっさの行動に対応できるようにリードは短めに持って散歩することが大切です。

猫は室内で飼いましょう

猫を外飼いした場合、自由に外出させるとフン尿などで他人の迷惑になるだけでなく、交通事故に遭ったり、さまざまな病気に感染したりする危険があります。また、飼うことのできない子猫が生まれてしまう場合もあります。猫は上がり下がりやの縦方向の運動ができれば、室内でも十分な運動になります。猫を飼う場合は清潔で安全な室内で飼育するとともに、不妊手術を検討しましょう。・トイレのしつけをしましょう。・名札やマイクロチップなどの身元表

示となるものを付けましょう。無責任なエサやりはやめましょう。フン尿や農作物への被害、車の傷など野良猫による苦情が寄せられています。無責任にエサやりだけをしていると、結果として猫が増え、近隣の理解は得られずトラブルの原因となってしまう。野良猫にエサを与えているのなら飼い猫と変わりがなく、自分が最後まで飼育する自覚と責任を持つことが大切です。

犬に関する相談・問い合わせ／熊谷保健所生活衛生薬事担当 (☎523・2811) へ。猫に関する相談・問い合わせ／埼玉県動物指導センター (☎536・2465) へ。問い合わせ／生活環境課 (☎581・2121内線222) へ。

お済みですか? 愛犬の登録と注射

犬の飼い主には、飼い犬の登録(生涯に1回)と年1回の狂犬病予防注射が「狂犬病予防法」により義務付けられています。犬を新たに飼い始めた場合、30日以内(子犬は生後91日になったら)に登録しなければなりません(登録料3,000円)。また、今年度の狂犬病予防注射が済んでいない場合は動物病院で注射をし、「狂犬病予防注射済証」を生活環境課へ提出し、「注射済票(交付手数料550円)」の交付を受けてください。問い合わせ／生活環境課 (☎581・2121内線222) へ。